

朝来市税条例附則第10条の 2（令和 6 年地方税法改正対応）

改正後 条項	地方税法	市町村の条例で定める割合				法律	施設等
		朝来市	参酌	下限	上限		
1	第15条 第2項 第1号	1/3	1/2	1/3	2/3	水質汚濁防止法	特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設
2	第15条 第2項 第5号	4/5	4/5	7/10	9/10	下水道法	公共下水道を使用する者が設置した除害施設
3	第15条 第25項 第1号イ	2/3	2/3	1/2	5/6	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	特定 太陽光 発電設備（1,000kW未満）
4	第15条 第25項 第1号ロ	2/3	2/3	1/2	5/6		特定 風力 発電設備（20kW以上）
5	第15条 第25項 第1号ハ	2/3	2/3	1/2	5/6		特定 地熱 発電設備（1,000kW未満）
6	第15条 第25項 第1号ニ	2/3	2/3	1/2	5/6		特定 バイオマス 発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）
7	第15条 第25項 第2号	6/7	6/7	11/14	13/14		特定 バイオマス 発電設備（10,000kW以上20,000kW未満） ※木竹又は由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る
8	第15条 第25項 第3号イ	3/4	3/4	7/12	11/12		特定 太陽光 発電設備（1,000kW以上）
9	第15条 第25項 第3号ロ	3/4	3/4	7/12	11/12		特定 風力 発電設備（20kW未満）
10	第15条 第25項 第3号ハ	3/4	3/4	7/12	11/12		特定 水力 発電設備（5,000kW以上）
11	第15条 第25項 第4号イ	1/2	1/2	1/3	2/3		特定 水力 発電設備（5,000kW未満）
12	第15条 第25項 第4号ロ	1/2	1/2	1/3	2/3		特定 地熱 発電設備（1,000kW以上）
13	第15条 第25項 第4号ハ	1/2	1/2	1/3	2/3		特定 バイオマス 発電設備（10,000kW未満）
14	第15条 第28項	2/3	2/3	1/2	5/6	水防法	地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備
15	第15条 第32項	2/3	2/3	1/2	5/6	都市緑地法	市民緑地
16	第15条 第37項	2/3	2/3	1/2	5/6	水防法	浸水被害軽減地区
17	第15条 の8 第2項	2/3	2/3	1/2	5/6	高齢者の居住の安定確保に関する法律	サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるもの
18	第15条 の9の3 第1項	1/3	1/3	1/6	1/2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	特定マンション（改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンション）